

埼玉県地域防災計画の修正概要（令和7年5月）

1 埼玉県地域防災計画の概要

（1）趣旨

災害対策基本法の規定及び国の防災基本計画に基づき、埼玉県の地域に係る災害から、住民の生命、身体、財産を保護するため、県、市町村、関係機関等が執るべき対応について定める。

（2）策定根拠

埼玉県防災会議は、防災基本計画に基づき、地域防災計画を作成し、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

【災害対策基本法第40条第1項（要旨）】

2 主な修正事項

（1）令和6年能登半島地震を踏まえた修正

① 避難所環境の改善

避難所開設当初からのパーティション、段ボールベッドの設置並びに簡易トイレやトイレカー等のより快適なトイレの設置に配慮する旨を追記する。



② 避難所外避難者対策の強化

車中泊により避難生活を送る避難者や在宅避難者に対する支援の充実について追記する。

③ 被災者支援の仕組みの整備への対応

被災者一人ひとりの状況等を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みについて検討する旨を追記する。

④ 受水槽の活用による生活水の確保

民間が保有する受水槽の活用を進め、避難所等における生活水の確保に向けた体制を構築する旨を追記する。



⑤ 被災地の情報収集

孤立集落などの通信が途絶している地域で、応援職員が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備・活用・訓練に努める旨を追記する。

⑥ 孤立集落対策

大規模地震により孤立地域が発生した場合に備え、食料備蓄の奨励等の予防対策や道路啓開や物資輸送などの応急対策に関する内容、県及び関係機関の役割分担等を埼玉版FEMAにより強化する旨を追記する。



⑦ 応援職員向けの各種業務マニュアルの整備

様々な地域から応援職員が入ることを想定し、発災時に迅速に応援職員と業務内容について意思疎通ができるように、罹災証明書発行等の各種業務マニュアルを市町村が整備する際の支援を行う旨を追記する。

⑧ 計画的な復旧業務に関する市町村への支援

能登半島地震では、被災市町村が住家被害認定調査や罹災証明書の発行などの復旧業務に時間を要していたことを踏まえ、市町村が計画的な復旧業務を行う際に県が支援を行う旨を追記する。

（2）ジェンダー視点を踏まえた避難所の開設・運営

・ジェンダー視点を踏まえた避難所開設・運営の充実強化

県が令和6年度に独自に策定した「ジェンダー視点による避難所開設・運営の充実強化のための標準手引き」を活用した避難所の開設・運営について追記する。

（3）関連する法令の改正を踏まえた修正

・盛土等に伴う災害防止策の拡大（宅地造成及び特定盛土等規制法）

既存盛土に対する詳細調査や経過観察を実施し、危険が確認された場合は行政処分や撤去命令等の措置を行う旨を追記する。